

羽村市立富士見小学校 いじめ防止基本方針

『「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童、生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。』（東京都いじめ防止対策推進法第2条より）

本基本方針は、「いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。」との東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月決定）を受け、全教職員が、全力でいじめ防止に努め、組織的に対応するために定めるものである。また、この基本方針は、学校いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すものとする。

【いじめ防止のための基本的な考え方・基本姿勢】

『いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る』という認識のもと、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組みを口実が必要である。

- いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- 児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。
- 教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。
- 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

1 未然防止や早期発見のための取り組み

（1）心の教育の充実

- ① 学級において、いじめ未然防止の授業を年3回以上行う。その中で、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童に徹底させる指導をしていく。また、いじめている児童、いじめられている児童だけでなく、いじめを傍聴したり、囁し立てたりすることもいじめと同様に許さないということを機会あるごとに指導する。
- ② 教育活動全体を通してお互いを認め合う学級風土をつくり、生命や人権を大切にする態度を育成する。5年生に対しては、弁護士による人権の授業を実施する。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高めるために、きめ細かな指導、支援をすることで「わかる授業」を行う。
- ④ 自他を大切にする心や自主性を養うために、代表委員を中心とした挨拶運動を継続し、進んで挨拶ができる児童を育成する。（二中学区挨拶運動 年1回実施）

（2）未然防止や早期発見のための取り組み

- ① 毎週月曜の生活指導夕会において、気になる児童の様子や対応策について、全教職員で情報交換を行い、共通理解し、上記に基づくぶれない指導をする。
- ② 毎月「なかよしアンケート」を実施し、児童の実態を把握する。アンケートに記載がある児童については、まず担任が聞き取りをし、その後必要に応じて管理職による聞き取りを行う。

アンケート用紙に聞き取った内容や対応、指導等の内容を記録するとともに、市教委への報告シートにデータとしても保存する。

③ 児童相互の人間関係が広がり、深まってくる5年生全員に、SCによる面談を実施する。全児童に対してSCの教育相談機能を充実させ、アンケート調査では書けない悩みや思いを把握する機会を設ける。

④ 教職員への研修会を年3回行うとともに、いじめ発見チェックシートを共有して全教職員で実施することで、教員の指導力向上と組織的対応の充実を図る。

(3) インターネットを通じて行われているいじめに対する取り組み

① 発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施するとともに、家庭への協力を依頼する。

② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題がある書き込みに対しては、迅速に対応する。

③ SNS 学校ルールを周知し、「メールなどは、相手の気持ちを考えて送信する前に必ず見直す。」ことを指導する。

④ 5、6年生に対しては、外部機関とも連携しSNS教室を実施する。

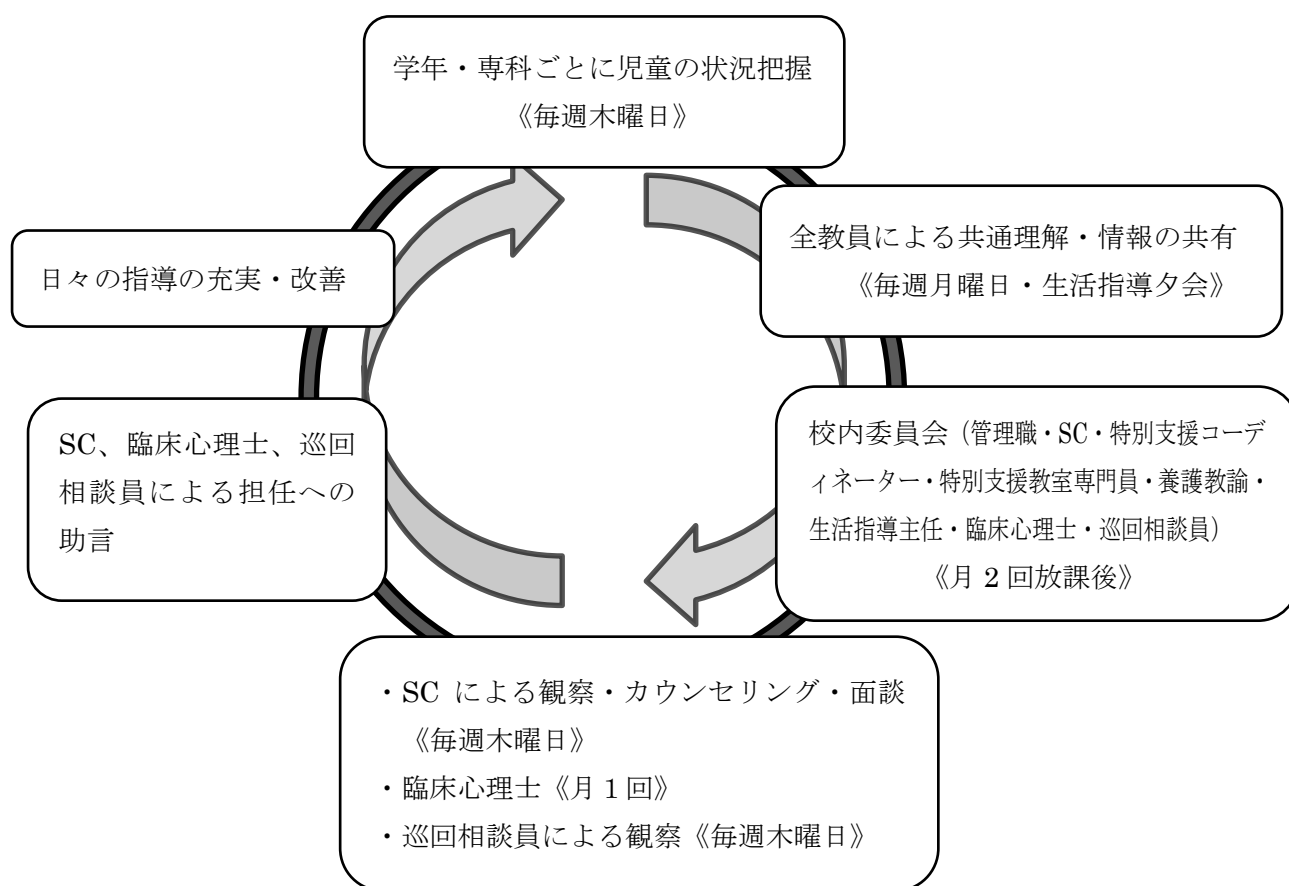
(4) 定例学校いじめ対策委員会の開催（年3回）

①第1回…年間計画・発生時基本対応の確認

②第2回…なかよしアンケート継続案件の確認

③第3回…次年度計画、基本方針の見直し、なかよしアンケート継続案件の見直し

☆組織的かつ継続的な体制で児童指導に当たり情報を共有することで、些細な兆候も見逃すことなく、早期発見に努める。



2 いじめが発生した場合の対応

苦痛を感じている状況の児童を救うという視点で、必要と判断された場合は、「いじめ対策委員会」を招集し、組織的かつ継続的な体制で対応する。

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。(いじめた児童、いじめられた児童、クラス全体、保護者、専科教員等)
- (2) いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) (2)、(3)を徹底して行うために、いじめ防止等対策のための組織「いじめ対策委員会」を設けて、組織的に対応を行う。「いじめ対策委員会」のメンバーは、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC と該当する学級担任、学年主任を加えたメンバーを基本とし、必要に応じて外部の専門家を加える。
- (5) 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (6) いじめの事実、対応、その後の経過等について、いつでも確認できるよう記録したホワイトボードを写真で保管していく。また、担任は、詳細をいじめの報告シートにデータとして残す。

3 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (4) いじめによる欠席が3日以上になった時点で、教育委員会に第一報を入れる。

4 保護者、地域との連携

- (1) 本校のいじめ防止基本方針について、学校便りやHP、保護者会等、様々な機会を通して発信し、啓発に努める。
- (2) 必要に応じて、保護者にも協力を依頼し、早期発見を図る。
- (3) 社会通念上のいじめに対しては、いじめた児童、いじめられた児童相方の保護者に丁寧に状況を説明するとともに、関係児童の未来のために、協力関係を構築しながら対応を進める。

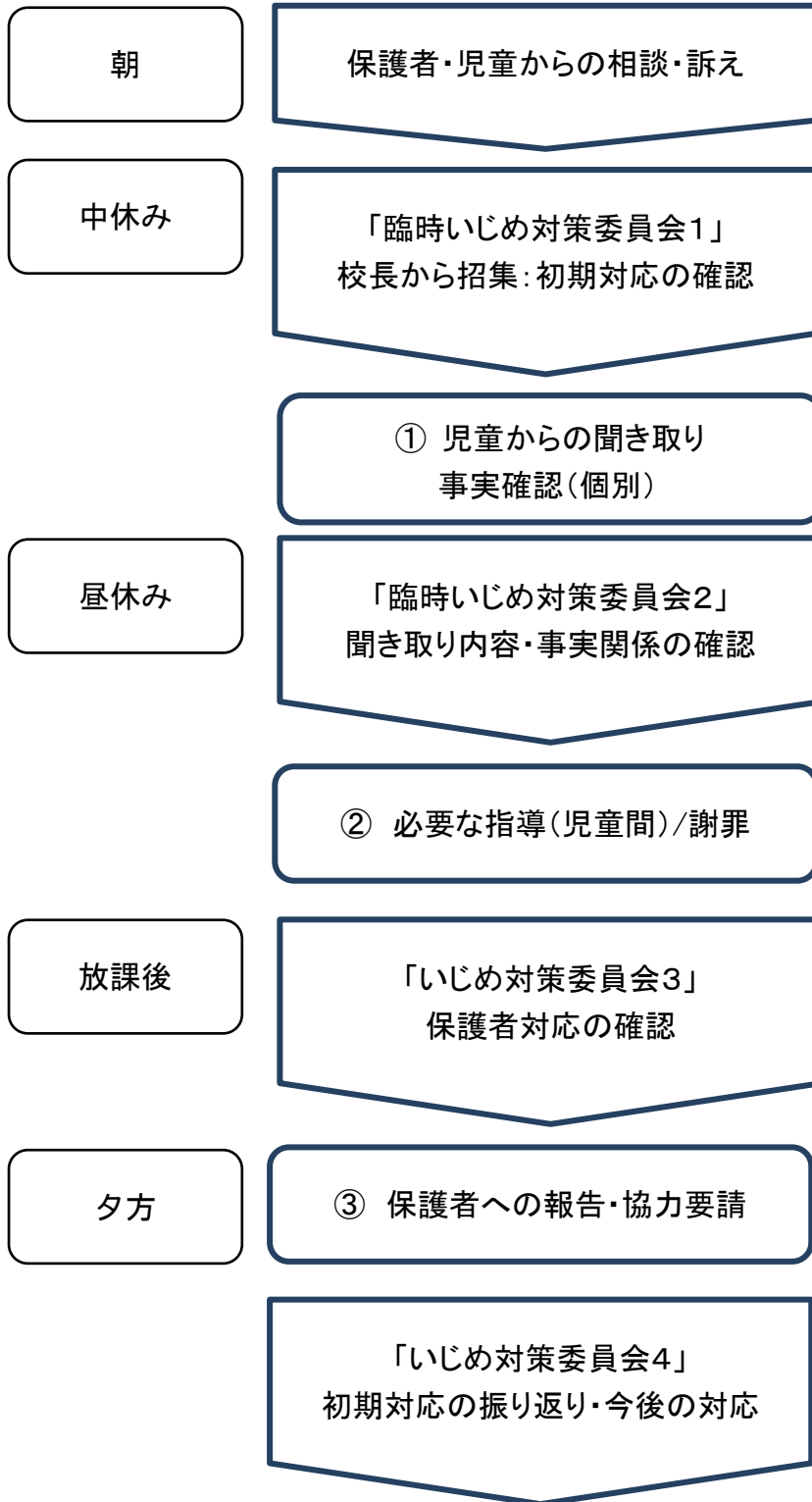
5 学校いじめ防止対策のための年間活動計画

- 5～7月 5年生に対するSCによる全員面接の実施
- 6月 学校いじめ防止基本方針の説明(学校HP等を通じて、児童や保護者、地域、関係機関等へ)
いじめ防止に特化した道徳授業の実施
7. 8月 個人面談でいじめの案件が挙がった場合、必要に応じて委員会を開く。

- 1 1月 いじめ防止に特化した道徳授業の実施
- 1 2月 学校いじめ防止基本方針の点検
 - 1月 5年生に対して弁護士による人権の授業の実施
 - 2月 いじめ防止に特化した道徳授業の実施
- ※その他、毎月 「なかよしアンケート」を実施
- 通年 代表委員による挨拶運動

社会通念上のいじめ発生時における「臨時学校いじめ対策委員会」初期対応の流れ

【 基本対応手順 】



朝帯の時間までに管理職に報告があがると迅速な対応が可能となる。

【 対策委員会の役割 】

- ◆保護者・児童へ学校として受け止め対応している姿勢を示す。
- ◆担任・学年が安心して対応できるようにする。

- ・ タイムスケジュールを立てる。
- ・ 初期対応の役割を分担する。
- ・ 補教体制等を調整する。
- ・ 管理職が保護者にこれからの対応を連絡する。(第1報を入れる。)
- ・ 聞き取りは複数で対応する。(補教等支援)
- ・ 対策委員会の記録を残す。(ホワイトボードの写真)
- ・ 事実関係を整理する。
- ・ 保護者対応を確認する。(役割分担・報告内容)
- ・ 管理職が保護者に連絡する。(その日のうちに第2報を入れる。)
- ・ **重大事案と判断された場合は、関係・関連機関とも相談し、連携して取り組む。また、市教委への報告・相談を行う。**

※あくまで原則的な流れであり、生-8-12
状況に応じて臨機応変に対応する。